**計画変更確認申請をされる皆様へ**

建築基準法第６条第１項及び第１８条第２項の規定による計画の変更に係る床面積及び申請手数料は，次により算定をお願いいたします。

柏市都市部建築指導課

計画変更床面積算定基準

第１　計画の変更に係る床面積の増加する部分については当該床面積を算定する。

第２　計画の変更に係る床面積の増加する部分以外の部分については，次の各号に掲げる

変更に応じて，それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定

する。

一　敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更　申請に係る建築物の建築面積

二　建築面積の変更　変更される建築面積

三　高さ又は階数の変更　高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積

四　床の変更　変更される部分の床面積

五　階段の変更　変更される部分の水平投影面積

六　柱、はり又はけたの変更　当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積（次号において同じ。）。）

七　壁の変更　当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される

壁の長さの割合を乗じた面積

八　屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更　変更される部分の水平投影面積。

九　開口部の変更　変更される開口部の面積

十　土台、基礎又は基礎杭の変更　土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎杭にあっては柱に準じて算出された面積

十一　小屋組の変更　変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積

十二　斜材の変更　変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。

十三　建築設備（建築基準法第87条の２第１項に該当するものを除く。）の変更

変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積

２　前項各号に掲げる変更以外のもの（当該建築物の計画に前項各項に掲げる変更が含まれる場合を除く。）にあっては、３０平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。

第３　本市で建築物等の確認を受けていない物件で、計画変更を申請する場合、確認手数料に建築物の申請延べ床面積の合計から算定した確認申請手数料の金額の２分の１を合計した金額とします。その後の申請手数料は本市で確認を受けた物件と同額とします。

**計画変更部分の床面積算定及び申請手数料算定表**

建築基準法第６条第１項及び第１８条第２項の規定による計画変更確認申請を提出するにあたり、その計画変更部分の床面積算定及び申請手数料算定は下記のとおりで相違ありません。

なお、申請後に審査の中で変更部分の床面積の算定違いによる申請手数料の不足が生じた場合は、その不足分を納めます。

　　年　　月　　日

申請者又はその代理人氏名　　　　　　　　　　㊞

**（１）計画変更部分の床面積の算定**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 各号 | 変　更　部　分 | 変更に係る部分の面積 | 備考 |  |  |
| 一 |  |  |  |  | |
| 二 |  |  |  |
| 三 |  |  |  |
| 四 |  |  |  |
| 五 |  |  |  |
| 六 |  |  |  |
| 七 |  |  |  |
| 八 |  |  |  |
| 九 |  |  |  |
| 十 |  |  |  |
| 十一 |  |  |  |
| 十二 |  |  |  |
| 十三 |  |  |  |
| 他 |  |  |  |
| 計 |  | ①　　　　　　　　㎡ |  |  |  |

**（２）申請手数料の算定**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①×１／２ | ㎡ |  |  |
| 直近の確認済証より増加する床面積 | ㎡ |  |
| 合　　　計 | ②　　　　　　　　㎡ |  |

**②の面積を確認申請手数料に換算　　　　　　　円**